住所　愛知県大府市中央町６丁目112番地１
　徐卓　平成６年２月21日生
住所　埼玉県富士見市東みずほ台２丁目20番地８
　金亮介　昭和62年12月21日生
住所　東京都足立区千住仲町27番２―901号
　姜志峰　昭和59年５月１日生
住所　大阪市淀川区木川東４丁目９番27―709号
　李順子　昭和40年７月８日生
住所　大阪府東大阪市花園本町２丁目14番14号
　崔佐知子　昭和24年12月12日生
住所　大阪府東大阪市西岩田４丁目１番48号
　白栄姫　昭和51年７月５日生
住所　神戸市西区竹の台１丁目11番地13
　徐善江　昭和34年７月４日生
住所　京都市北区北野西白梅町58番地
　崔和美　昭和54年11月10日生

○外務省告示第百六十一号

平成三十年四月七日にモロッコで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がロモロ連合政府との間に行われた。

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億二千万円

3　署名者

日本側　伊藤賢穂在ロモロ臨時代理大使

ロモロ側　モハメド・エル・アミン・スエフ外務・国際協力・仏語圏・在外ロモロ人担当大臣

平成三十年四月二十日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十二号

平成三十年四月八日にブルンジで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　河野太郎外務大臣

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成三十年四月二十日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七条第一項の規定に基づき、障害者雇用対策基本方針（平成三十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
はじめに	はじめに
1　方針の目的　（略）	1　方針の目的　（略）
2　方針のねらい	2　方針のねらい
（略）	（略）
併せて、精神障害者の希望に添った働き方を実現し、より一層の職場定着を実現するために、平成30年４月から５年間の措置として、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから３年以内の者である等の要件を満たす場合には、１人をもって１人とみなすこととしている。	併せて、精神障害者の希望に添った働き方を実現し、より一層の職場定着を実現するために、平成30年４月から５年間の措置として、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから３年以内の者である等の要件を満たす場合には、１人をもって１人とみなすこととしている。
このような状況下において、平成30年３月には、平成30年度から平成34年度までの５年間を対象とする障害者基本計画（第４次）を策定し、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般雇用を希望する場合にはできる限り一般雇用に移行できるよう、多様な就業の機会を確保することとした。	
この計画においては、平成34年度に43.5人以上規模の企業で雇用される障害者数を58.5万人とすること、平成30年度から平成34年度までの累計で公共職業安定所を通じた障害者就職件数を53.3万件とすること等を目指すこととしており、その目標の達成に努めることとする。	
一方で、障害者の雇用環境が改善する中、依然として雇用義務のある企業の約３割が一人も障害者を雇用していない状況であるほか、経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されている。	一方で、障害者の雇用環境が改善する中、依然として雇用義務のある企業の約３割が一人も障害者を雇用していない状況であるほか、経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されている。
（略）	（略）

○厚生労働省告示第百十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成三十年四月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人小田原支援センター	望月　直洋	望月　衛	平成三十年四月一日

○厚生労働省告示第百十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年六月一日から適用する。

平成三十年四月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信